

添付法令資料 3 :

シャリーア原則に基づく外国為替市場における取引の施行規則に関する
2022年8月4日付インドネシア中央銀行理事会規則No. 24/13/PADG/2022 (目次)
同日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	シャリーア原則に基づく外国為替市場における取引
第1節	範囲 (第2条)
第2節	取引の種類 (第3条ないし第5条)
第3節	フォワード取引 (第6条)
第4節	取引の期間 (第7条)
第3章	基本取引
第1節	通則 (第8条ないし第10条)
第2節	特定の値 (閾値) (第11条及び第12条)
第3節	基本取引の種類 (第13条ないし第16条)
第4章	第三者を通じた取引 (第17条)
第5章	取引の禁止 (第18条及び第19条)
第6章	非居住者に対するルピアの送金 (第20条)
第7章	取引の処理 (第21条ないし第23条)
第8章	取引書類
第1節	シャリーア原則に基づく外国為替市場におけるルピアに対する外国為替 基本取引の書類の種類 (第24条ないし第27条)
第2節	特定の値 (閾値) の最大額面価値によるルピアに対する外国為替の現金 購入の性質を持つ取引のための書類提出 (第28条)
第3節	特定の値 (閾値) 上の額面価値によるルピアに対する外国為替の現金購 入の性質を持つ取引のための書類提出 (第29条)
第4節	ルピアに対する外国為替のシャリーア原則に基づくヘッジ取引のための 書類提出 (第30条ないし第32条)
第9章	レファレンス・レート (第33条及び第34条)
第10章	報告 (第35条)
第11章	制裁賦課手続 (第36条ないし第38条)
第12章	終則 (第39条及び第40条)